

ついに憲法改正問題は正念場の局面へ ——本腰で取り組みを

島根県立大学名誉教授 井上 定彦

日本国憲法施行70周年の5月3日、安倍自民党総裁は憲法を改正し2020年までにそれを施行するとの見解表明をおこなった。常識的には、遅くとも2019年には憲法改正案を国民投票にかけたい。これは改憲の関門での重大な手続き上の違反（本来まず憲法審査会の審議のうえ、国会の審議・発議で国民投票にかけられる内容と日程が決まる）であることはいうまでもない。つまり安倍自民党総裁個人としての強い執念を表明したということである。そのためにはこのまま衆参両院で3分の2以上の議席を確保し続け、国会で改正の発議を強行したい。したがって遅くとも衆院任期満了となる2018年中までには解散総選挙はできるかぎり有利な状況のなかで実施、圧倒的多数の議席を確保し続けたいということだ。だから、いまからはいつ衆議院の解散があってもおかしくないということになる。現行の自民の議席というのは、これまでの選挙時には決して憲法改正を焦点にしたものではなかったのだが（「アベノミクス」が自民党の「売り」文句）、今度は党総裁としての安倍氏自身の任期の例外的な延長を行い「東京オリンピック」を自分の内閣のもとで実施したいという野望もあるのだろう。

皆さんのなかで少しでも自民党の改正憲法草案（2012年）に目を通された方がおられれば、相当に驚かれたことだろう。現在の自民党の公式の基

本見解なので、是非ざっとでも一度はお目通し願いたいと思う（自由民主党のホーム・ページ「キーワード」の項に全文掲載）。安倍総裁は5月21日には、なすべき党内手続きと議論を無視して、本年内に自民党としての新たな改憲案を提示せよとの意向を表明し体制づくりを行った。しかしながら、やはり自民党として合意したこの公式の改憲草案が、党内議論の出発点・基本にされる危険性がある。

そこで、以下本稿ではまだ読んでおられない方のために誠におおまかにポイントを紹介したい。知れば「びっくりする」こと必定なのである。

■自民改憲草案の問題点のポイント

まずは現行憲法「前文」では基本精神となる主権在民という原則、また「政府の行為によって再び戦争の惨禍がおこることがないように」国民の名誉にかけ全力をあげる、この崇高な理想と目的を達することを誓う、との大切な表現があることはご存じのとおり。ところが、これがほぼ全面的に削除されている。また、天皇を「象徴」ではなく「元首」とする。および国歌・国旗の条項をあらたに立てている。殊に問題となる第3章では章題は現行では「戦争の放棄」であるが、この章題そのものを「安全保障」として本来の趣旨をまった

く入れ換えている。そのうえで現行憲法第9条第1項は「国権の発動たる戦争」を「永久に放棄する」と明言しているわけだが、それを削除し、国際紛争を解決する手段としては「用いない」と大きく緩めた。さらに、第2項については、現行の戦争の永久放棄という「目的を達するため」、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない、国の交戦権は、これを認めない」としているわけだが、この重要な条項を全面的に削除。代わって「自衛権の発動を妨げるものではない」として新たに第2項として「国防軍」という項をおこしている。またそこに機密に関しては軍独自の審判所を置くとも記されている。すなわち、これらは、安保関連法制を越え、国土防衛を基本任務とすべき自衛隊を「交戦権」をもつ軍隊に変えるということにほかならない。さらに民主主義の国家の根幹ともいえる、基本的人権の章（第三章、国民の権利及び義務）がこれまた大きく歪められている。第11条、もとの「国民は、全ての基本的人権を享有する。…侵すことのできない永久の権利である」と宣言しているのに対して、自民改正草案は「基本的人権の享有を妨げられない。…現在及び将来の国民に与えられる」という表現に変えられ、国家（あるいは元首）が国民に基本的人権を「与える」かのようにも読みうるように書き換えられている。加えて「すべての国民は、個人として尊重される」という現行法（第13条）の私達の常識的な項目に対して、わざわざ「個人として」の表現を削り、あまりに一般的な「人として尊重される」という表現に弱めている。また、第28条には、現行法には存在しない「公務員の労働基本権の制限」が新設されていることも見過ごせない。また、「緊急事態」の項目（戦争・内乱、自然災害を理由としての国民の権利の制限を含むことを可能にしよう）が設定されている。また憲法改正の発議につ

いては、現行憲法のかなめとなる「両院の3分の2の議席」は不便だとして「過半数」としたいとしている（現政権はさすがにいまのところこれを広言はしていないが）。

■「自民党は変わった」ことを認識し 本気の対応を

ほぼ同時期に自民党は党としての「新しい綱領」を採択している。「日本らしい日本」をうたう新綱領は「国民統合の象徴である天皇陛下のもと」という表現や、家族の絆、家族、国への帰属意識をやはり強調している。これを憲法改正草案やまた自民の党内勢力争いの様相変化をみると、すでにかなり前から自民党はかつての「リベラル、ナショナリズム伝統主義派、多数の中間派」の連合体というイメージは既に変わっているとみなければならない。戦前回帰のような主張を平気で放言する「右派イデオロギー派」が大きくなり主導権をとるようになってきている、かつての「税・社会保障一体改革」などでの野党との連携（大連立をふくむ）はとうに放擲し、「戦後レジームの転換」を本音においた行動主義（街頭などの）へと向かっているとみるべきかもしれない。かつての議員集団ではなくなってきたのではないか。このことを私たちや野党第一党の民進党はどこまで認識しているのか幾分不安な部分もある。

安倍自民党総裁は、政権の高い支持率がある間になんとしても憲法改正を実現しておきたい。そのためには、中軸における右派的求心力を固め維持しながら、なおかつ現在の公明党との連立政権勢力、それに松井・橋本氏の「維新の会」を加え、さらにはもっと両翼をひろげ「改憲勢力」を大きく拡大してゆきたい。そのためには、「世論」の現実と自民党の政策・理念との大きな乖離を埋め

ることを意図しているのかもしれない。この5月3日の安倍総裁談話は、憲法改正項目の具体的事例として、憲法9条に第3項を加え自衛隊の役割を明示することや（公明党に配慮）、高等教育をもっと開かれたものへ（維新の党の政策主張に配慮）をあげている。これらは、すでに議論されはじめている国会の憲法審査会や自分の党内世論に対して、新しい憲法の施行をいまから3年内とするという時限を切ることで、改憲実施へのスピードをあげるよう強く求めたものにほかならない。

つい最近の各種の世論調査でみれば現行憲法は日本の平和と繁栄に役立っているとの認識は80%前後との高い評価を維持している点は共通している。他方、ごく抽象的に憲法改正の必要があるかについて問えば、環境権や地方自治権拡大なども含むせいもあるかもしれないが、NHK調査では「必要」43%が「必要ない」34%を上回っているようだ（それでも「必要」とするものの比率はかつて2002年の調査よりもかなり低下）。しかし、憲法9条の改正のような具体的条項について問われると、「必要ない」57%が「必要」25%と大きく上回り、自民党のめざす意図とは大きく乖離している。「国防軍」設置を仮に問うとするとともに大差になるだろう。

■安倍政権の改憲のための新戦略

そこで、安倍総裁は国内世論を配慮し、党内にむけても憲法改正実現の悲願を達するまでの手段として、このような大きなアドバルーンをあげたわけだ。

しかしながら、ほんの少し前の2013年の国家秘密法の制度化、また安保関連法の強行と実施（米艦警護のための大護衛艦「いずも」の出勤）、もっと審議すべき「共謀罪」（「テロ等準備罪」を組織

的犯罪集団処罰法に盛り込むこと）を採決に持ち込んだことと関連がないのかも気になる。「普通の人は対象にならない」との言葉は果たして額面どおりなのか（安倍政権の後の代の政権を含めて）、それは誰が決めるのか、この対象権限は公表されているように277件とあまりに広範囲。一面ではかつての治安維持法（1941年改正で予防拘禁が肯定され、おおくのりベラリスト、宗教家が拘束された）に通ずる懸念がぬぐえない。現行刑法の罪刑法定主義の考え方も解せないという指摘もある。

現在の段階でこのようなことを心配するのには理由がある。あの籠池氏問題（国の財産が8割方値引きされて引き渡されようとしたこと）や当該幼稚園で「教育勅語」という国会で完全に否定されたはずの戦前の遺物が斉唱させられ、その全面的否定もなされていないなどの、信じ難いことが目の前でおこっている。それに加えて「加計学園」問題である。身内には強権で手をつけさせず、外に対しては手を広げる。

さきの5月3日憲法大集会で蓮舫民進党代表がいったように「アベのアベのためのアベによる改憲」というだけではなく、さらに前途暗澹たる道に踏み込むことのないような体制づくり、社会運動連合づくりが、いまや「待ったなし」の課題となっているのではないか。

（参考）中北浩爾『自民党政治の変容』NHK出版 2014年
横路孝弘『日本国憲法について』

井上 定彦 プロフィール

社会環境学会、社会政策学会、日本平和学会、
日本労働ペンクラブ等の会員
専門 国際政治経済学、社会経済学、島根県
立大学名誉教授、千葉市在住